

覚書

金港交通株式会社（以下「会社」という）と2労組（金港交通労働組合、金港交通連合労働組合、以下「組合」という）は、年次有給休暇の取得手続きについて、下記のとおり覚書を記す。

記

- 第1条 従業員が年次有給休暇を取得しようとするときは、原則として休暇の3日前までに、所属長を経て書面により会社に届け出なければならない。
- 第2条 年次有給休暇取得の届出は、年次有給休暇取得届により行い、事後申請は認めない。
- 第3条 年次有給休暇を欠勤と振替えることは原則として認めない。
- 第4条 会社は本条1項の請求に応じて年次有給休暇を与える。但し、その時季に与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、他の時季に変更することができる。
- 第5条 有給付与については、入社日の属する月の1日を基準日とする。
- 第6条 年次有給休暇は争議行為に使用してはならない。もしかかる行為に使用した場合には、その休暇を取り消しその間の賃金は支給しない。
- 第7条 計画的付与にあたっては、原則として1勤務単位（隔日勤務の場合は2日）とするが、隔日勤務においては1勤務あたりの半分（1日）も可とする。
- 第8条 本覚書に定めのない事項または本覚書の各条項の解釈について疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決する。
- 第9条 本覚書は令和4年12月1日より適用する。

以上、本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署（記）名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和4年11月26日

金港交通株式会社
代表取締役社長 関 裕之



金港交通労働組合
執行委員長 吉川 一房



金港交通連合労働組合
執行委員長 石井 豪

